

# 令和8年度 中標津町職員採用試験要項 (一般事務職)

中標津町では、民間企業や公的機関等での職務経験や資格を活かし、町政に貢献できる優れた人材を募集します。

## 1. 採用職種、採用予定数及び職務内容

職種	採用予定数	職務内容
一般事務職	若干名	行政事務全般に関する業務

## 2. 受験資格

職種	受験資格
一般事務職	昭和60年4月2日以降に生まれ（令和8年4月1日現在40歳以下）、最終学歴が高等学校卒業以上の方 ※令和8年3月卒業予定者も受験可能です ※障がいのある方も受験可能です

◇次のいずれかに該当する方は、受験できません

- ①日本国籍を有しない方
- ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの方
- ③日本国憲法の制定の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
- ④中標津町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方

### 3. 試験の方法・内容

区分	試験科目	試験内容
一次試験	教養試験 (S P I 3-H)	職員に求められる業務遂行に必要な基礎能力を確認します
二次試験	適性検査・ 個別面接	人柄や性格、職務に対する意欲などを評価します

### 4. 試験日程及び試験会場

区分	試験日時	試験会場
一次試験	①令和8年1月25日（日） ②令和8年1月14日（水）から 令和8年1月28日（水）まで に受験	①中標津町役場 (中標津町丸山2丁目22番地) ②全国のS P I 3テストセンターまたは 自宅等でのオンライン受験
二次試験	令和8年2月14日（土） または 2月15日（日） に実施予定（※2）	・中標津町役場 (中標津町丸山2丁目22番地) ・自宅等でのオンライン面接

※1 希望する試験会場は応募フォームに入力してください。受験方法の詳細については応募締め切り後速やかにメール等でお知らせします。

なお、オンライン受験にはＷＥＢカメラ付パソコンやインターネット環境が必要です。

※2 二次試験の日程は受験者数等により調整されます。

※ 障がいのある方で、試験会場で特に必要な対応がある場合は、申込時にその旨を申し出ください。

## 5. 受験申込

申込期限	<p><b>令和8年1月13日（火）午後3時まで</b></p> <p>応募受理後は速やかに担当からメールを返信します。返信メールが数日間届かない場合は、お手数ですが担当へお問い合わせください。</p> <p>なお、令和7年12月31日～令和8年1月5日の期間はメール返信ができません。</p>
申込方法	<p>以下の町職員採用専用応募フォームより必要事項を記入して応募してください。</p> <p><b>【正職員】中標津町職員採用 専用応募フォーム</b></p> <p><a href="https://www.harp.lg.jp/wa1M5NfE">https://www.harp.lg.jp/wa1M5NfE</a></p>  <p>※ 職歴は、学校卒業後から空白期間のないようにアルバイトや無職の期間も全て記入してください</p> <p>※ 応募には次の画像データが必要です。予めご準備ください。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 顔写真（撮影後6か月以内のもの） ※ピクセル比 縦4：横3 または 縦40mm*横30mm程度</li><li>2 顔写真付きの身分証明書の写し ※パスポート、運転免許証、マイナンバーカードなど</li></ol>

## 6. 合格発表

一次試験：受験期限後、応募者全体の結果を選考し、その速報をメールでお知らせします。また、合格者の受験番号を町ホームページに掲載します。

二次試験：面接試験実施後、1週間程度で町ホームページにて公表します。

また、二次試験合格者には追って文書によっても通知します。

## 7. 採用予定日

**令和8年4月1日**

※採用後6ヶ月間は地方公務員法の規定により条件付採用となります。

## 8. 勤務条件等について（令和8年4月見込）

勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間 午前8時30分～午後5時15分（うち休憩時間1時間）</li> <li>・勤務日 週休2日制</li> </ul> <p>※配置部署により始業終業時間及び勤務日が異なる場合があります</p>
給料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初任給（月給） 大学卒 232,000円 短大卒（2年制） 213,100円 高校卒 200,300円</li> </ul> <p>※初任給は職務経歴等に応じて加算します ※最終学歴校の卒業後、全期間が100%前歴換算された場合の各年齢時の年収目安は次のとおりです (職務経歴等により100%の換算とならない場合があります)</p> <p>【40歳、配偶者・子2人扶養の場合】 (年収) 約590万円（賞与、扶養手当、寒冷地手当を含む） その他に時間外勤務手当、通勤手当（通勤距離2km以上）、 住居手当（上限28,000円/月）が支給されます</p> <p>【30歳、配偶者・子1人扶養の場合】 (年収) 約480万円（賞与、扶養手当、寒冷地手当を含む） その他に時間外勤務手当、通勤手当（通勤距離2km以上）、 住居手当（上限28,000円/月）が支給されます</p>
諸手当	賞与（期末・勤勉手当）、扶養手当、通勤手当、住居手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、その他町条例の規定による手当支給があります
休暇制度	<p>年次有給休暇：1年につき20日間付与（4月採用の場合は15日） 特別休暇等の一例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産前産後休暇：産前8週間、産後8週間</li> <li>・子の看護休暇：小学3年生までの子の看護のため年5日</li> <li>・育児休業：子が3歳の誕生日まで (無給ですが1歳まで育児休業手当金が支給されます)</li> <li>・短期介護休暇：要介護者の介護や世話のため年5日</li> <li>・夏季休暇：6～10月の間に3日間</li> </ul>
福利厚生	<p>健康保険：北海道市町村職員共済組合の共済制度に加入します 年金制度：厚生年金と退職等年金に加入します 退職金：在職年数に応じて北海道市町村職員退職手当組合から支給されます</p>

## 9. 問い合わせ先

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地

中標津町役場 総務部総務課職員係

（電話）0153-74-0757

（メール）shokuin@nakashibetsu.jp